

九運保環第444号の2
九運旅一第478号の2
九運旅二第442号の2
九運貨物第468号の2
九運自監第159号の2
令和5年11月24日

一般社団法人 福岡県タクシー協会会長 殿

九州運輸局自動車技術安全部長
九州運輸局自動車交通部長
(公 印 省 略)

事業者間の遠隔点呼の先行実施要領について

標記について、別添のとおり物流・自動車局安全政策課長、旅客課長及び貨物流通事業課長から通達（令和5年11月15日付け国自安第104号、国自旅第216号、国自貨第164号）があったので了知されるとともに、貴会会員に対しても周知をお願いいたします。

国自安第104号
国自旅第216号
国自貨第164号
令和5年11月15日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長

殿

物流・自動車局 安全政策課長
旅客課長
貨物流通事業課長
(公印省略)

事業者間の遠隔点呼の先行実施要領について

標記について、別紙のとおり「自動車運送事業における運行管理の高度化に向けた事業者間の遠隔点呼の先行実施要領」を公益社団法人全日本トラック協会会長、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長あて通達したので、その旨了知されたい。

なお、遠隔点呼受託自動車運送事業者が実施要領に基づいて遠隔点呼を行った場合、委託自動車運送事業者において、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第24条又は貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第7条の規定に適合する点呼が行われたものとして取り扱うこととする。

